

二戸市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

二 戸 市

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	1頁
2 計画の位置づけ	1頁
3 計画期間	2頁
4 計画の進行管理	2頁
5 計画の対象	2頁
6 計画の策定体制	3頁

第2章 二戸市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1 人口の動向	4頁
2 子育て環境の変化	7頁
3 ニーズ調査	12頁
4 さわやか子育てプランの進捗状況	25頁
5 さわやか子育てプランの点検・評価	26頁
6 本市の課題	29頁

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念	30頁
2 計画の基本目標	30頁

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

1 新制度の事業体系	31頁
------------	-----

第5章 目標実現のための取り組み

- | | |
|------------------------|-----|
| 1 地域における子育て支援 | 33頁 |
| 2 子どものすこやかな成長に資する環境の整備 | 35頁 |
| 3 職業生活と家庭生活との両立の推進 | 36頁 |
| 4 要保護児童へのきめ細やかな取り組みの推進 | 38頁 |

第6章 目標事業量

- | | |
|----------------------------|-----|
| 1 教育・保育提供区域 | 41頁 |
| 2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制 | 41頁 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 | 46頁 |
| 4 その他事業の量の見込みと提供体制 | 50頁 |

第7章 教育・保育事業等の円滑な利用の確保

- | | |
|----------------------------------|-----|
| 1 育児休業後等における特定教育・保育施設等の円滑な利用 | 51頁 |
| 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策等 | 51頁 |

第8章 計画の推進

- | | |
|---------------------|-----|
| 1 教育・保育の一体的提供及び推進体制 | 52頁 |
|---------------------|-----|

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

少子化の急速な進行など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。この環境の変化に対応するため、子育てをしやすい環境の整備を行い、地域の子ども・子育て支援の充実を図るとともに、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指す必要があります。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。この子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されます。

新しい制度では、これまで以上に安心して子どもを生み育てられる環境を整備していくために「質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供」や「地域における子育て支援の充実」「保育の量的拡大」に向けた取組を進めることとなります。法では、国の責任として、これらの円滑な実施を確保し、その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めること、市町村には基本指針に即した「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

本市では、これまで「二戸市次世代育成支援対策推進行動計画（さわやか子育てプラン）」を策定し、子育て支援施策や保育・教育事業の充実を図ってきました。また、平成23年度からの「二戸市総合計画後期基本計画」においても、「安全で安心して暮らせるまちづくり」として子育て支援の充実を個別施策として位置づけ、総合的な子育て施策を推進してきました。

こうしたことから、本市では、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な執行に適切に対応し、子ども・子育てを取り巻く課題に積極的に取り組むとともに、幼児期の学校教育・保育、子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、本市の子どもたちの幼児期における健やかな育成を図っていくため、本計画において、平成27年4月から5年間の本市の取り組みについて定めます。

2 計画の位置付け

（1）法的な位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として策定するものです。

（2）他計画との関係

この計画は、本市の上位計画である「二戸市総合計画」の部門別個別計画として位置づけられ、「二戸市地域福祉計画」をはじめ、関連する個別計画との調和を図りながら策定しています。

また、これまで取り組んできた「さわやか子育てプラン」を踏まえ、その計画の一部を引き継ぐ計画となります。

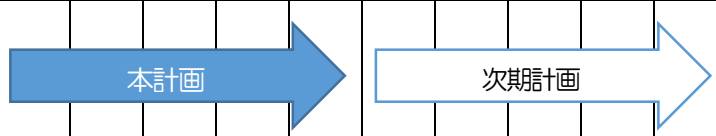
(3) 計画の性格

この計画は、地域における子ども・子育て支援の取組を一層促進するために策定するものです。この計画では学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容およびその時期などを定めることで、保育・教育事業に対する市民のニーズに responding していくための体制づくりを進めていきます。

3 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

年 度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
二戸市子ども・子育て支援事業計画（仮称）										



4 計画の進行管理

(1) 点検及び評価

個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果については、以下の点について、二戸市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）において毎年度、点検及び評価を行います。

- ① 教育・保育事業…認定区分ごとの利用人数や施設の整備
- ② 地域子ども・子育て支援事業…事業の利用状況や整備状況等

(2) 計画の見直し

計画の見直しにおいては、基本指針に基づき、計画の量の見込みとの乖離が著しく大きく、見直しの必要があると子育て会議において認められる場合は、「量の見込み」及び「確保の内容」について、見直しを行います。

特に、教育・保育事業については、計画に基づく認可等を行う必要があり、事業者及び利用者に対して、大きな影響を及ぼします。また、待機児童解消状態を維持することを前提とした確保方策の設定が必要となるため、早期の見直しも可能とします。

5 計画の対象

この計画は妊娠期から乳幼児期を経て18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども及びその保護者を対象とします。

6 計画の策定体制

(1) 策定体制

この計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき「子育て会議」を設置して具体的な計画作りを行いました。

この子育て会議は、子どもの保護者や教育・保育事業の代表者、子育て支援事業の関係者、市民公募の方々など幅広い方々に参加していただき、当事者の声を反映するよう努めました。

(2) ニーズ調査の実施

計画策定に先立ち、小学校3年生以下の子どもをもつ保護者を対象に「二戸市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）を実施し、その結果を計画策定に反映しました。

また、ニーズ調査結果を基に、現在の利用状況や子育て会議において検討を行い、第6章目標事業量における「幼児期の教育・保育の量の見込み」や「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を算定しています。

(3) さわやか子育てプランの評価

平成26年度が実施最終年である「さわやか子育てプラン」の進捗状況の評価を行い、新たな計画策定に反映させます。

第2章 二戸市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1 人口の動向

(1) 人口・世帯数の動向

二戸市の人口と世帯数は減少を続けており、人口は平成12年の国勢調査から比較して平成22年の国勢調査では、3,400人（約10%）の減、世帯数は同様に394世帯の（約4.6%）の減となっています。

また、世帯人員（人口/世帯数）も減少が続いています。

	人口（人）	世帯数（世帯）	世帯人員（人）
平成12年	33,102	11,218	2.95
平成17年	31,477	11,040	2.85
平成22年	29,702	10,824	2.74
平成26年	29,086	11,795	2.46

（平成12年～平成22年国勢調査、平成26年4月1日 住民基本台帳）

(2) 年齢構造の動向

年少人口と生産人口が大きく減少する一方で、老年人口は増加しています。少子高齢化が顕著に現れているといえます。

① 年少人口

二戸市の年少人口（0歳～14歳）は、平成22年国勢調査では3,637人で人口の12.2%を占めています。平成12年国勢調査と比較した場合、1,370人（約28%）減少しています。人口に占める割合では、2.9%低下しています。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
年少人口（人）	5,007	4,314	3,637	3,270
人口に占める割合（%）	15.1	13.7	12.2	11.2

（平成12年～平成22年国勢調査、平成26年4月1日 住民基本台帳）

② 生産人口

二戸市の生産人口（15歳～64歳）は、平成22年国勢調査では17,130人で人口の57.6%を占めています。平成12年国勢調査と比較した場合、3,065人（約15%）減少しています。人口に占める割合では、3.4%低下しています。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
生産人口（人）	20,195	18,682	17,130	16,506
人口に占める割合（%）	61.0	59.4	57.6	56.7

（平成12年～平成22年国勢調査、平成26年4月1日 住民基本台帳）

③ 老年人口

二戸市の老年人口（65歳以上）は、平成22年国勢調査では8,878人で人口の29.8%を占めています。平成12年国勢調査と比較した場合、993人（約12%）増加しています。人口に占める割合では、6%上昇しています。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
老年人口（人）	7,885	8,481	8,878	9,310
人口に占める割合（%）	23.8	26.9	29.8	32.0

（平成12年～平成22年国勢調査、平成26年4月1日 住民基本台帳）

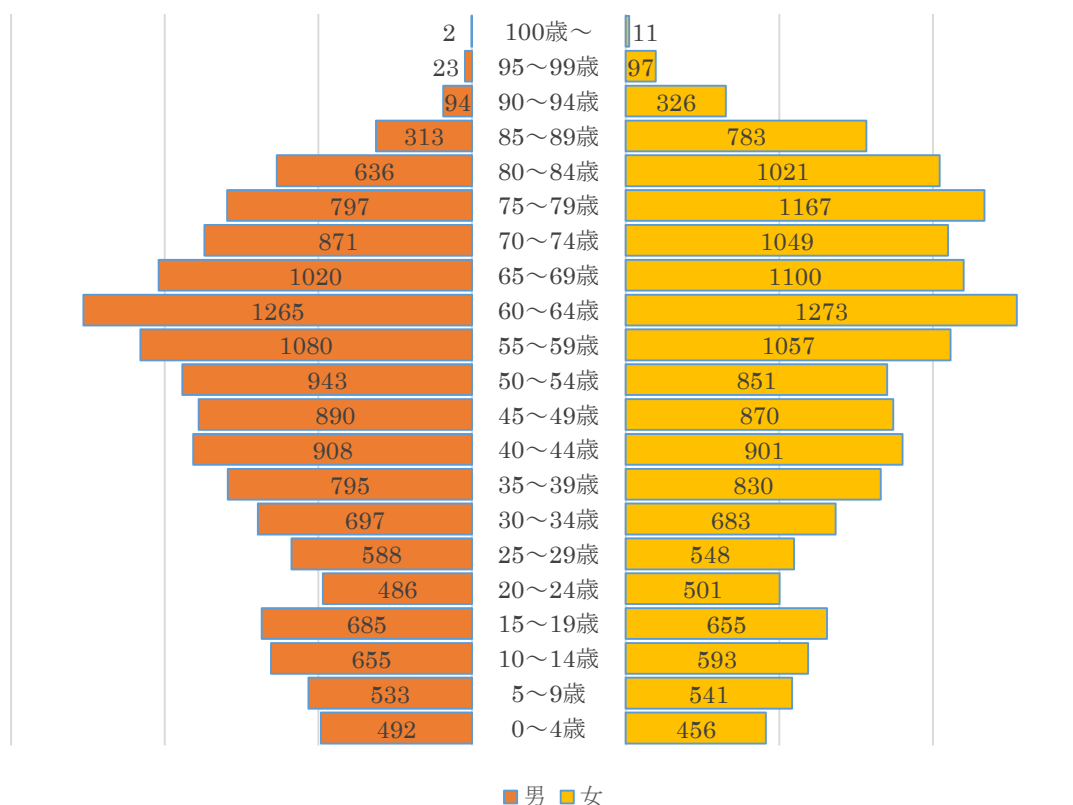
④ 子どもの人口

子どもの人口（19歳以下）は、平成22年国勢調査では4,923人で人口の16.5%を占めています。平成12年国勢調査と比較した場合、1,790人（約26.6%）減少しています。人口に占める割合では、3.7%低下しています。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
子どもの人口（人）	6,713	5,851	4,923	4,610
人口に占める割合（%）	20.2	18.6	16.5	15.8

（平成12年～平成22年国勢調査、平成26年4月1日 住民基本台帳）

二戸市の人口ピラミッド



（平成26年4月1日住民基本台帳）

(3) 婚姻・出生の状況

出産の時期にある女性（15歳～49歳）の人口の減少が続き、かつ有配偶者率も減少し続けています。出生数もそれに合わせて減少が続いています。

① 婚姻の状況

15歳から49歳までの女性の人口は、平成22年国勢調査では5,180人でうち配偶者のいる女性（有配偶者）は、2,737人（52.8%）となっています。平成12年国勢調査と比較した場合、人口が1,361人、有配偶者が1,262人減少し、有配偶者率（有配偶女性/15～49歳の女性）も8.3%低下しています。

	平成12年	平成17年	平成22年
女性（15～49歳）人口 （人）①	6,541	5,878	5,180
うち配偶者のいる者 （有配偶女性）（人）②	3,999	3,328	2,737
有配偶者率（%）②/①	61.1	56.6	52.8

（平成12年～平成22年国勢調査）

② 出生の動向

人口動態調査による出生数は、平成12年は297人、平成17年は203人、平成22年には190人と年々減少しています。平成12年と平成22年を比較した場合、107人（約36%）減少しています。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年
出生数（人）	297	203	190	194

（平成12年～平成22年人口動態調査、平成25年市民課調べ）

2 子育て環境の変化

(1) 子育て世帯の動向

子育て世帯の比率では、ひとり親世帯のみ増加傾向となっています。

① 夫婦と子どもの世帯

夫婦と子どもの世帯は、平成22年の国勢調査では、2,310世帯で全体の21.3%を占めています。平成12年の国勢調査と比較した場合、358世帯（約13%）減少しています。

② ひとり親と子どもの世帯

ひとり親と子どもの世帯は、平成22年の国勢調査では、1,173世帯で全体の10.8%を占めています。平成12年の国勢調査と比較した場合、213世帯（約22%）増加しています。

③ 3世代の世帯

3世代の世帯は、平成22年の国勢調査では、1,057世帯で全体の9.8%を占めています。平成12年の国勢調査と比較した場合、437世帯（約29%）減少しています。

【家族類型世帯数】

(単位：世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年
夫婦のみ	2,107	2,096	2,078
夫婦と子ども	2,668	2,432	2,310
ひとり親と子ども	960	1,113	1,173
夫婦と親	561	583	543
3世代	1,494	1,307	1,057
単身	2,598	2,663	2,789
その他	830	846	874
計	11,218	11,040	10,824

(平成12年～平成22年国勢調査)

【家族類型世帯構成比】

(単位：%)

	平成12年	平成17年	平成22年
夫婦のみ	18.8	19.0	19.2
夫婦と子ども	23.8	22.0	21.3
ひとり親と子ども	8.6	10.1	10.8
夫婦と親	4.9	5.3	5.0
3世代	13.3	11.8	9.8
単身	23.2	24.1	25.8

その他	7.4	7.7	8.1
計	100.0	100.0	100.0

(平成12年～平成22年国勢調査)

(2) 6歳未満の子どもがいる世帯

6歳未満の子どもがいる世帯については、構成比では3世代同居の世帯の減少が著しく、そのほかには目立った変化は見られません。しかし、世帯数そのものが大きく減少しています。

① 夫婦と子どもの世帯

夫婦と子どもの世帯のうち6歳未満の子どもがいる世帯は、平成22年の国勢調査では、529世帯で6歳未満の子どもがいる世帯全体の55.7%を占めています。平成12年の国勢調査と比較した場合、208世帯（約28%）減少しています。

② ひとり親と子どもの世帯

ひとり親と子どもの世帯のうち6歳未満の子どもがいる世帯は、30世帯で6歳未満の子どもがいる世帯全体の3.2%を占めています。平成12年の国勢調査と比較した場合、14世帯（約32%）減少しています。

③ 3世代の世帯

3世代の世帯のうち6歳未満の子どもがいる世帯は、平成22年の国勢調査では、184世帯で6歳未満の子どもがいる世帯全体の19.4%を占めています。平成12年の国勢調査と比較した場合、167世帯（約48%）減少しています。

【家族類型世帯数】

(単位：世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年
夫婦と子ども	737	615	529
ひとり親と子ども	44	62	30
3世代	351	275	184
その他	211	237	206
6歳未満同居世帯計	1,343	1,189	949

(平成12年～平成22年国勢調査)

【家族類型世帯構成比】

(単位：%)

	平成12年	平成17年	平成22年
夫婦と子ども	54.9	51.7	55.7
ひとり親と子ども	3.3	5.2	3.2
3世代	26.1	23.1	19.4
その他	15.7	20.0	21.7
6歳未満同居世帯計	100.0	100.0	100.0

(平成12年～平成22年国勢調査)

(3) 18歳未満の子どものいる世帯

構成比ではひとり親世帯の増加と3世代同居の世帯の減少が見られます。そのほかには目立った変化は見られませんが、世帯数そのものが大きく減少しています。

① 夫婦と子どもの世帯

夫婦と子どもの世帯のうち18歳未満の子どものいる世帯は、平成22年の国勢調査では、1,224世帯で18歳未満の子どものいる世帯全体の46.9%を占めています。平成12年の国勢調査と比較した場合、340世帯（約22%）減少しています。

② ひとり親と子どもの世帯

ひとり親と子どもの世帯のうち18歳未満の子どものいる世帯は、244世帯で18歳未満の子どものいる世帯全体の9.4%を占めています。平成12年の国勢調査と比較した場合、10世帯（約0.6%）増加しています。

③ 3世代の世帯

3世代の世帯のうち18歳未満の子どものいる世帯は、平成22年の国勢調査では、646世帯で18歳未満の子どものいる世帯全体の24.7%を占めています。平成12年の国勢調査と比較した場合、431世帯（約40%）減少しています。

【家族類型世帯数】

(単位：世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年
夫婦と子ども	1,564	1,343	1,224
ひとり親と子ども	235	290	244
3世代	1,077	893	646
その他	476	503	497
18歳未満同居世帯計	3,352	3,029	2,611

(平成12年～平成22年国勢調査)

【家族類型世帯構成比】

(単位：%)

	平成12年	平成17年	平成22年
夫婦と子ども	46.7	44.3	46.9
ひとり親と子ども	7.0	9.6	9.4
3世代	32.1	29.5	24.7
その他	14.2	16.6	19.0
18歳未満同居世帯計	100.0	100.0	100.0

(平成12年～平成22年国勢調査)

(4) 保育所

児童数の減少や民間保育所の充実により、平成20年度末に市立福岡保育所を廃止し、園数が8から7に減少しました。全体の児童数は微減の傾向となっておりますが、3歳未満児の利用が増加傾向にあり、早い時期からの保育所利用が定着してきています。

(単位：人)

年度	園数	定員	児童数	0歳	1～2歳	3歳以上
平成20年度	8	570	663	60	212	391
平成21年度	7	630	643	56	218	369
平成22年度	7	660	641	89	189	363
平成23年度	7	660	657	80	216	361
平成24年度	7	690	693	85	225	383
平成25年度	7	690	681	91	218	372

(各年度3月末現在 子育て支援企画課調べ)

(5) 幼稚園

市内では3園の幼稚園がありますが、児童数は減少が続いています。

(単位：人)

年度	園数	定員	児童数
平成20年度	3	385	273
平成21年度	3	385	248
平成22年度	3	385	221
平成23年度	3	385	223
平成24年度	3	385	221
平成25年度	3	385	183

(子育て支援企画課調べ)

(6) 認定こども園

市内では平成21年度に1園が幼・保連携型の認定こども園の認定を受け、次いで平成23年度に1園が認定されました。

※下表は、上記(4) 保育所、(5) 幼稚園の再掲となる。

(単位：人)

年度	園数	幼稚園 定員	保育所 定員	定員計	児童数
平成20年度	0	0	0	0	0
平成21年度	1	100	60	160	131
平成22年度	1	100	60	160	132
平成23年度	2	280	150	430	396
平成24年度	2	280	180	460	403
平成25年度	2	280	180	460	381

(子育て支援企画課調べ)

(7) 児童館

保育型の児童館として、平成20年度では4館設置されていましたが、入所児の減少が続き、平成25年度末をもって御返地児童館と斗米児童館の2館が廃止となりました。

(単位：人)

年度	園数	定員	児童数
平成20年度	4	120	63
平成21年度	4	120	57
平成22年度	4	120	51
平成23年度	4	120	52
平成24年度	4	120	40
平成25年度	4	120	32

(子育て支援企画課調べ)

(8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

市内には7か所（8児童クラブ）が設置されており、在籍児童数は平成20年度に比べ平成25年度では61人増加しています。

(単位：箇所、人)

年度	設置か所数	在籍児童数
平成20年度	7	248
平成21年度	7	247
平成22年度	7	239
平成23年度	7	241
平成24年度	7	266
平成25年度	7	309

(子育て支援企画課調べ)

(9) 放課後子ども教室

市内6か所で開設されており、年間延べ利用児童は平成20年度に比べ平成25年度では9,629人増加しています。

(単位：延べ人)

年度	開設か所数	利用児童数
平成20年度	5	7,493
平成21年度	6	7,692
平成22年度	6	8,174
平成23年度	6	11,283
平成24年度	6	13,542
平成25年度	6	17,122

(生涯学習課調べ)

3 ニーズ調査

(1) 調査の概要

目 的	市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に必要な情報を得るため	
形 式	アンケート形式	
実施期間	平成25年12月11日～12月20日	
調査対象	① 就学前児童の保護者	1,168件
	② 小学校1年生から3年生までの保護者	686件
回 収 率	① 就学前児童の保護者	82.5%
	② 小学校1年生から3年生までの保護者	88.9%

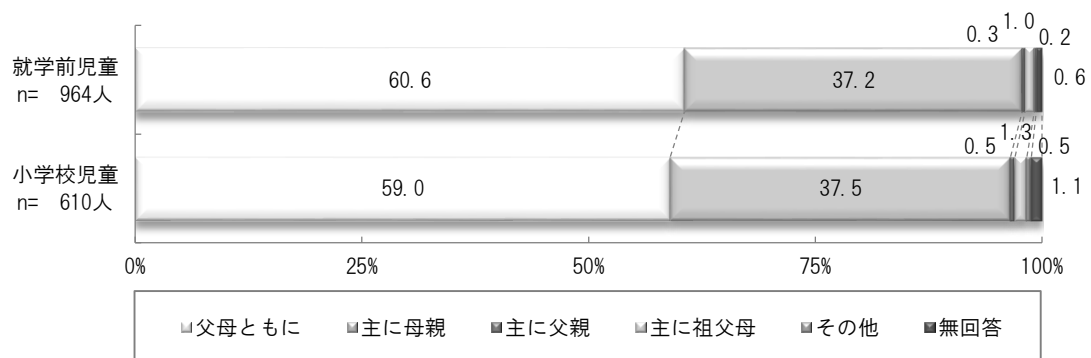
(2) 子育て家庭を取り巻く環境

① 子育て世帯の主な保育者

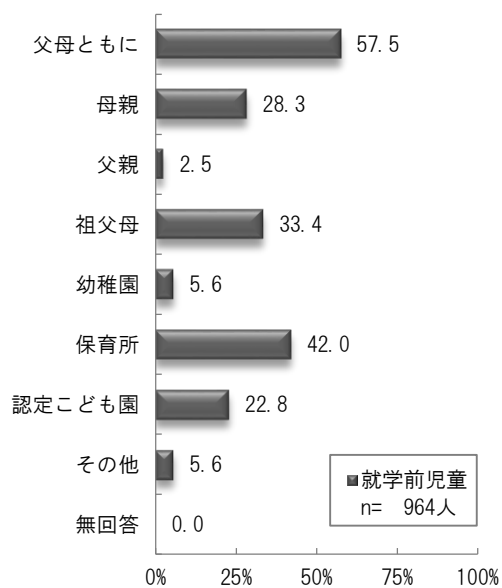
ニーズ調査結果を見ると、主な保育者は就学前児童では「父母ともに」（60.6%）と「主に母親」（37.2%）が大半を占め、小学校児童でも同様の傾向となっています。

日常的に子育てに関わっている方は、「父母ともに」（57.5%）が最も多く、次いで「保育所」（42.0%）となり、子育てに影響を与える環境については、「家庭」（89.9%）が最も多い回答となっています。

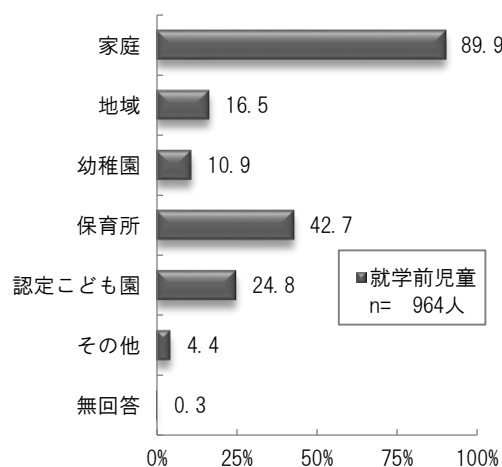
《主な保育者の状況》



《日常的に子育てに関わっている方（施設を含む）》



《子育てに影響を与える環境》



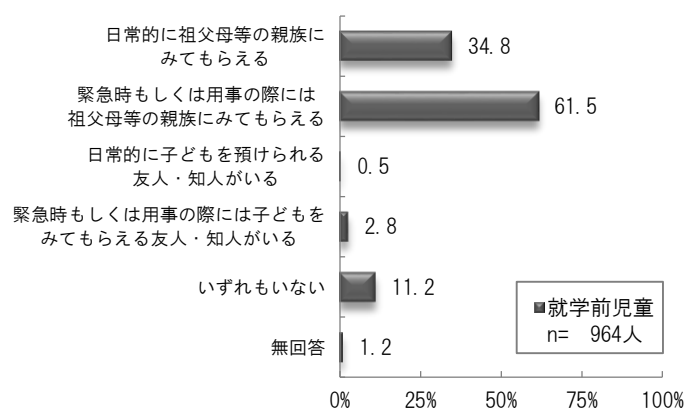
② 主な親族等の協力者の状況

主な親族等協力者の状況を見ると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(61.5%) が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(34.8%) の順となっています。

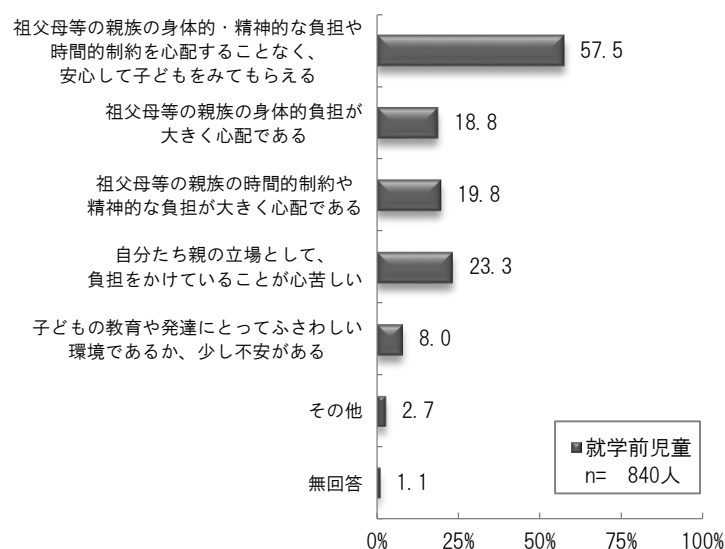
祖父母等の親族に子どもをみてもらうことへの考えについて、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」(57.5%) 方がいる一方で、祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配しながらも子どもを見てもらっている方(38.6%) もいます。また、友人・

知人に預かってもらうことへの考えに対して、「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」（30.0％）方がいる一方で、友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配しながらも子どもをみてもらっている方（40.0％）もいます。

《主な親族等協力者の状況》



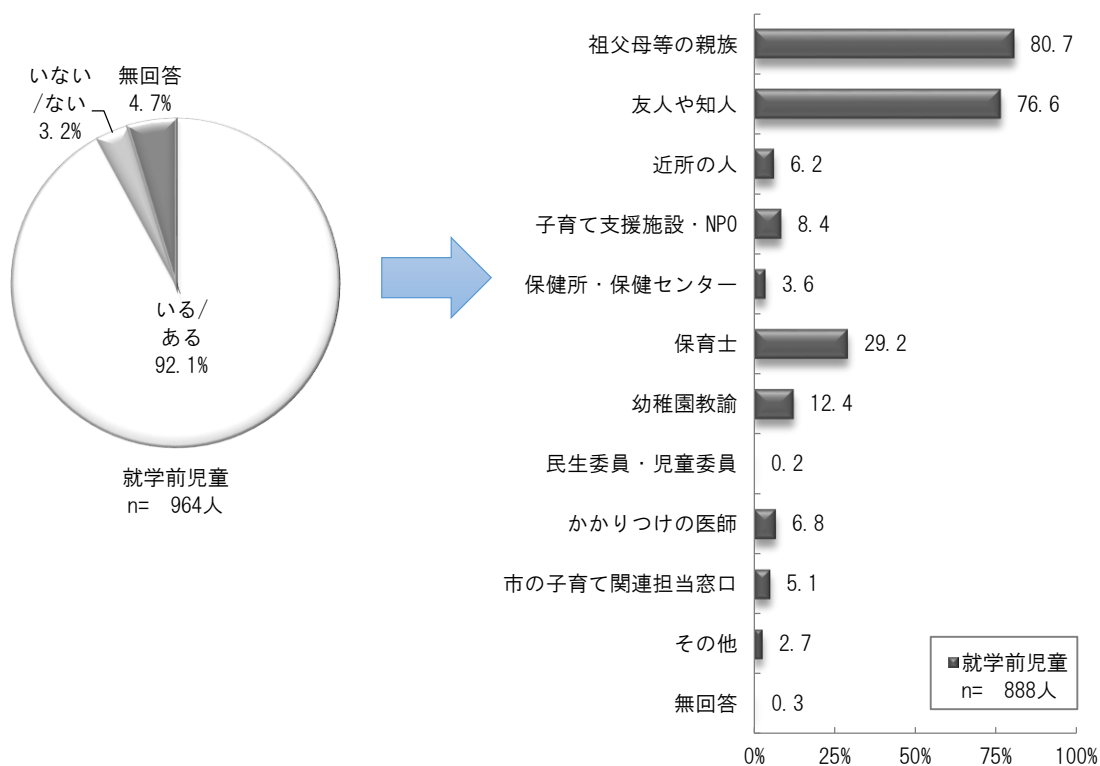
《祖父母等の親族に子どもを見てもらうことへの考え》



③ 子育てに関する相談者の状況

気軽に相談できる人の有無をみると、「いる／ある」（92.1％）が大半を占めています。気軽にできる相談者の状況は、「祖父母等の親族」（80.7％）、「友人や知人」（76.6％）、「保育士」（29.2％）の順となっています。

《気軽に相談できる人有无と相談者の状況》

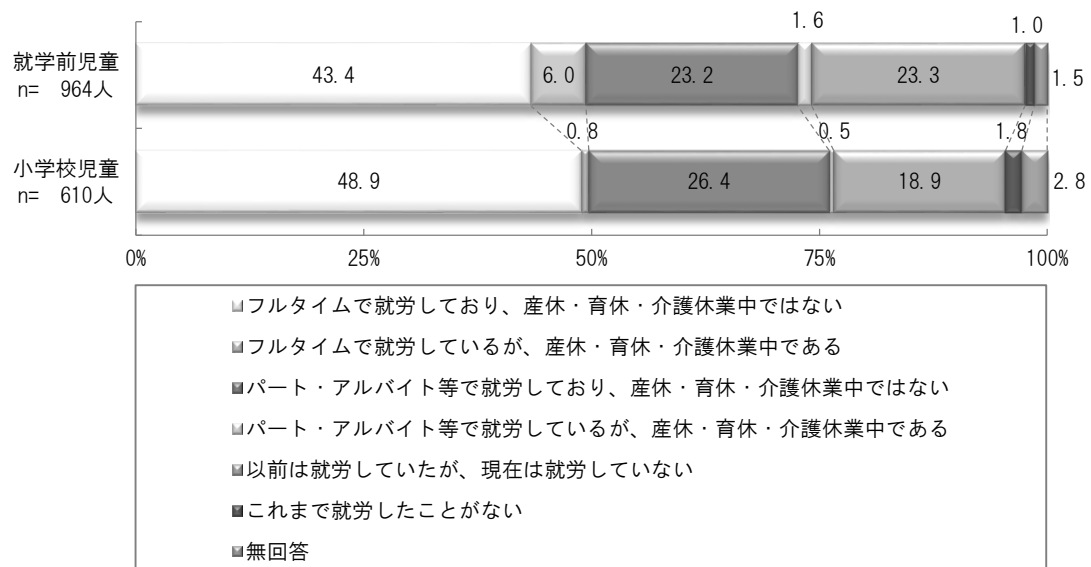


④ 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、就学前児童では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(43.4%)をはじめ 74.2%の方が就労し、そのうち「産休・育休・介護休業中である」が7.6%となっています。

小学校児童についても「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(48.9%)をはじめ、76.6%の方が就労し、そのうち「産休・育休・介護休業中である」が1.3%となり、前者に比べて休業中の割合が少なくなっています。

《母親の就労状況》

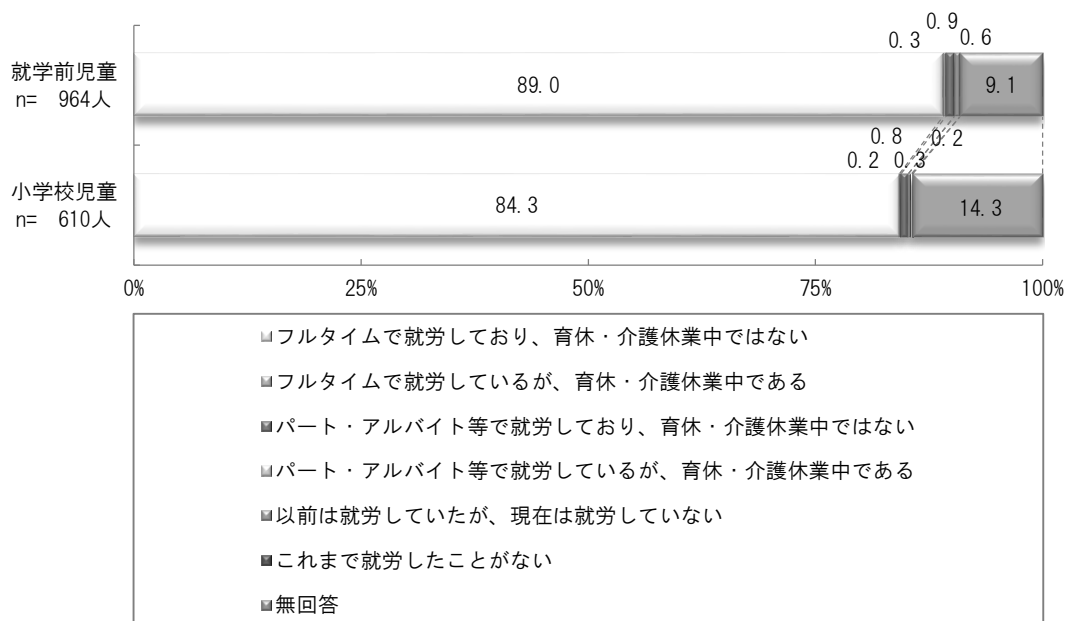


⑤ 父親の就労状況

父親の就労状況をみると、就学前児童では「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」（89.0％）が大半を占め、「産休・育休・介護休業中である」が0.3％となっています。

小学校児童についても「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」（84.3％）をはじめ、8割以上の方が就労しています。「産休・育休・介護休業中である」が0.2％となり、わずかな差ですが前者よりも少なくなっています。

《父親の就労状況》



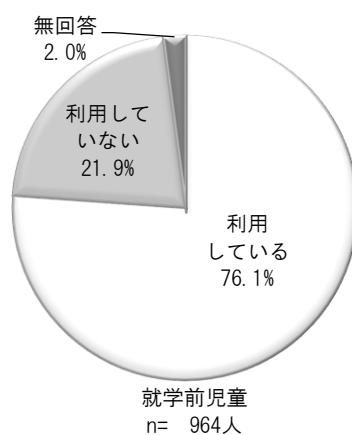
(3) 子育て支援サービスの現状

① 平日の定期的な教育・保育事業

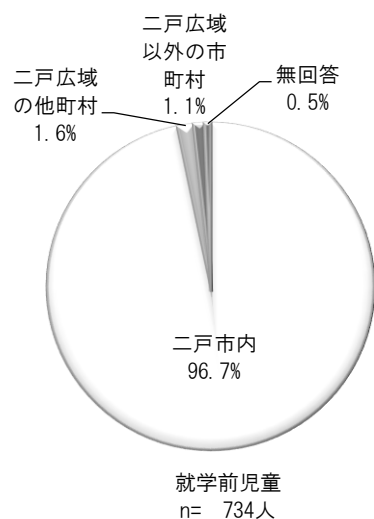
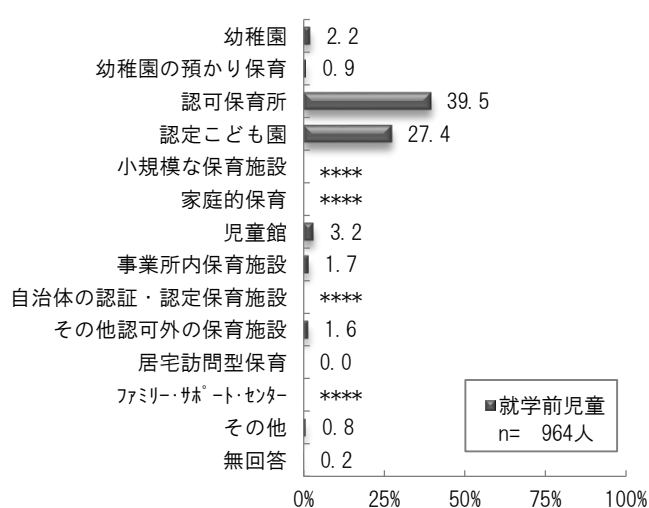
定期的な教育・保育事業（全体）の利用状況をみると、利用している就学前児童は76.1%となっています。

利用中の事業としては、「認可保育所」（39.5%）、「認定こども園」（27.4%）、「児童館」（3.2%）、「幼稚園」（2.2%）の順に多く、その96.7%が二戸市内となっています。

《平日の定期的な教育・保育事業の利用状況》



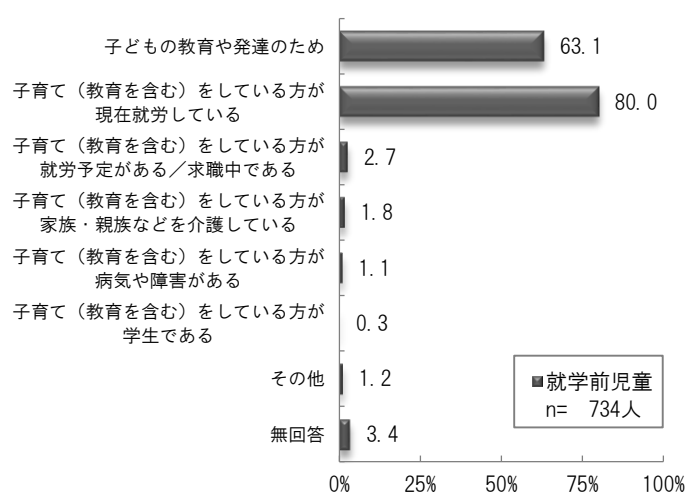
《利用している定期的な教育・保育事業と実施場所》



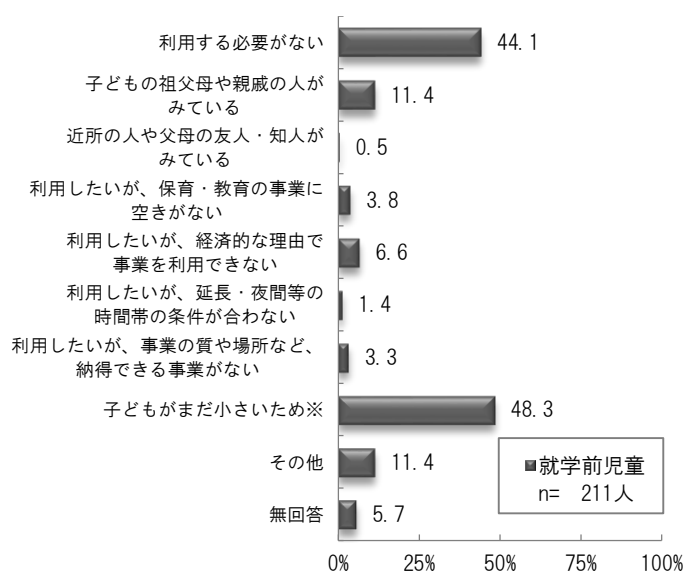
② 定期的な教育・保育の利用理由と未利用の理由

定期的な教育・保育事業を利用している理由は、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」（80.0%）、「子どもの教育や発達のため」（63.1%）の順に多く、その他の理由はごく少数となっています。一方、利用しない理由は、「子どもがまだ小さいため」（48.3%）、「利用する必要がない」（44.1%）、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」（11.4%）の順になっています。

《定期的な教育・保育事業を利用している理由》



《定期的な教育・保育事業を利用しない理由》

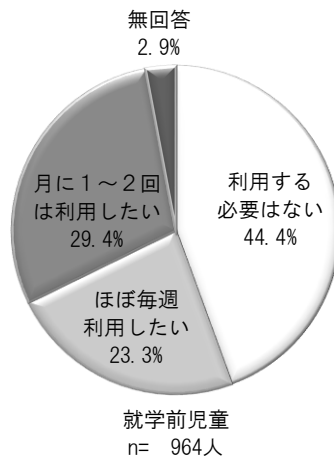


③ 休日の教育・保育事業の利用意向

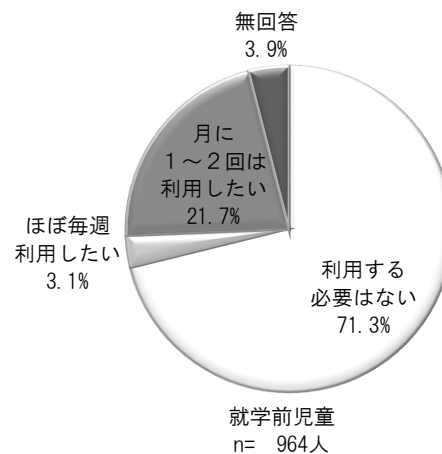
土曜日の利用希望は、「月に 1～2 回は利用したい」(29.4%)、「ほぼ毎週利用したい」(23.3%) と、52.7%の方が希望しています。

また、日曜・祝日の利用希望は、「月に 1～2 回は利用したい」(21.7%)、「ほぼ毎週利用したい」(3.1%) と、24.8%の方が希望しています。

《土曜日の利用希望》



《日曜・祝日の利用希望》



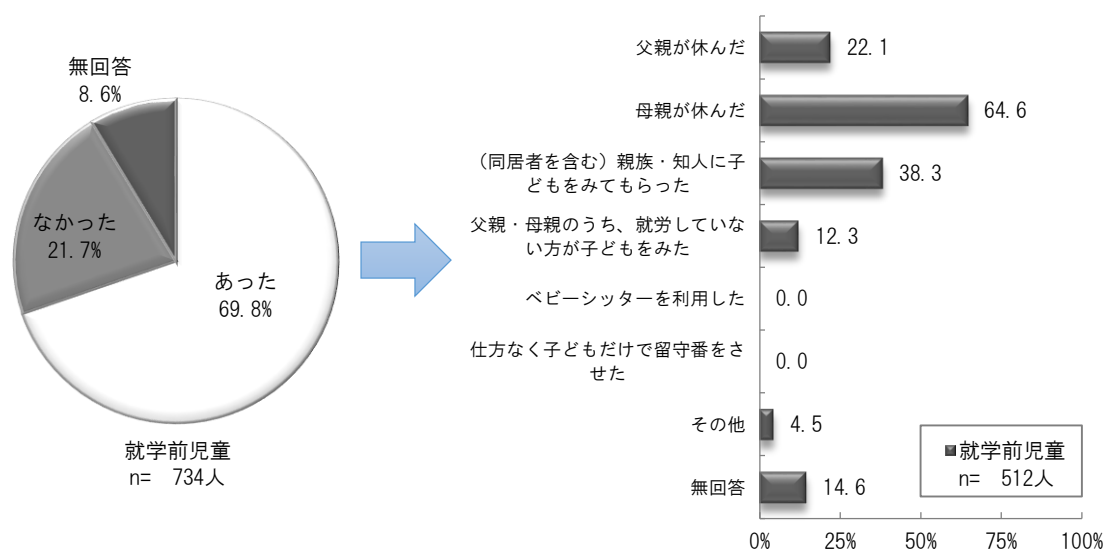
④ 病児・病後児保育の潜在ニーズ

保護者の 69.8%の方は、病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかった体験をしています。その際の対処方法は、「母親が休んだ」(64.6%)、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」(38.3%)、「父親が休んだ」(22.1%)の順に多くなっています。

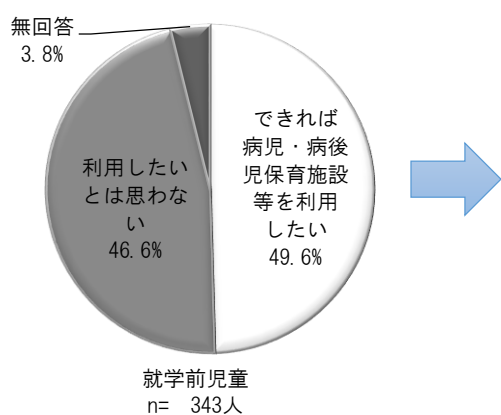
父親・母親が休んだ方の病児・病後児保育施設の利用意向をみると、49.6%の方が希望し、その利用日数は「10日」(22.9%)、「5日」(17.6%)、「2日」(8.8%)の順に多くなっています。

また、子どもを預ける場合の望ましい事業形態は、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」(82.4%)、「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」(57.6%)の順に多くなっています。一方、利用意向のない方の理由は、「親が仕事を休んで対応する」(68.8%)、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」(40.0%)の順に多くなっています。

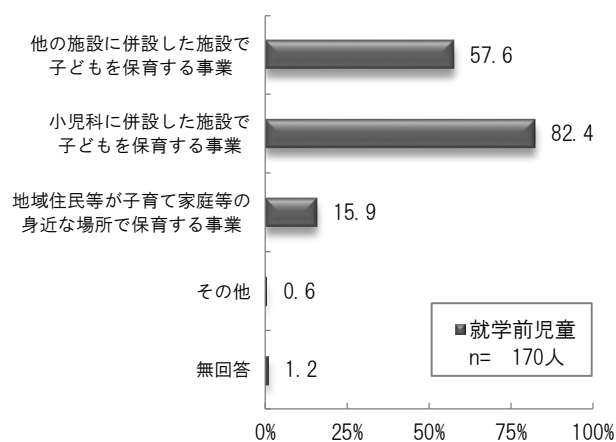
《病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無と対処方法》



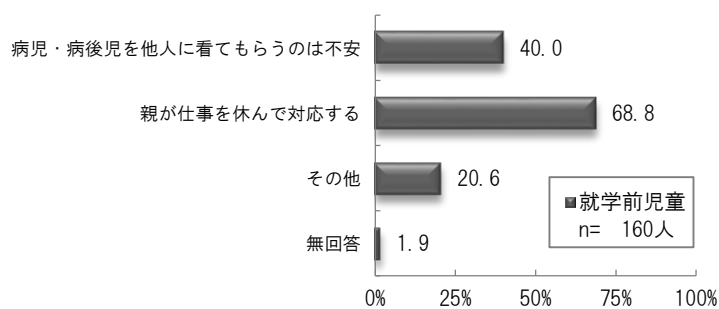
《病児・病後児保育の利用意向》



《望ましい事業形態》

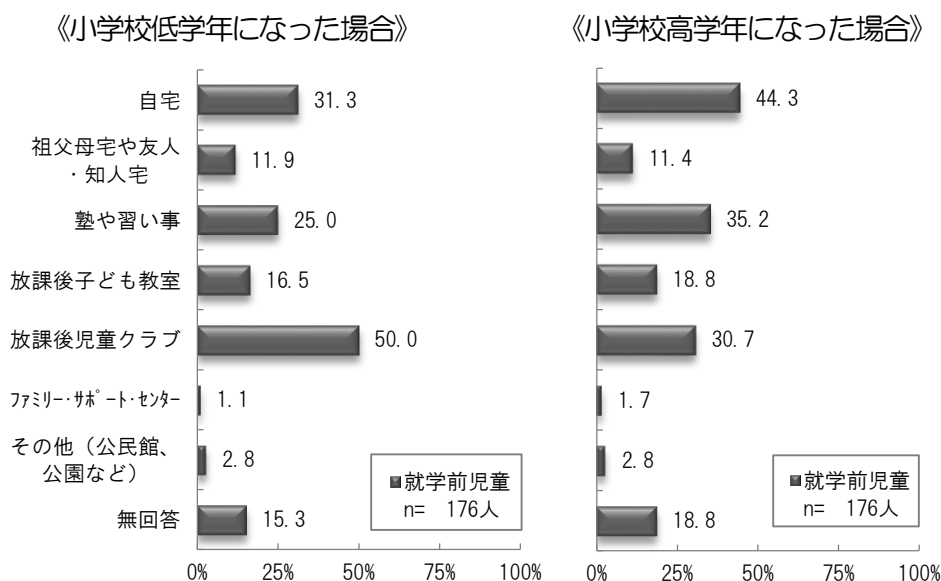


《利用意向のない理由》



⑤ 平日の放課後の過ごし方

放課後の過ごし方をみると、就学前児童では小学校低学年のうちは「放課後児童クラブ」(50.0%)、「自宅」(31.3%)、「塾や習い事」(25.0%)、「放課後子ども教室」(16.5%)の順に希望しています。また、小学校高学年になれば「自宅」(44.3%)、「塾や習い事」(35.2%)、「放課後児童クラブ」(30.7%)「放課後子ども教室」(18.8%)、となり、「放課後児童クラブ」が減少した反面、「自宅」と「塾や習い事」が増加しています。一方、小学校低学年の希望では、「自宅」(51.5%)、「放課後児童クラブ」(38.4%)、「塾や習い事」(35.4%)、「放課後子ども教室」(16.4%)の順に希望しています。

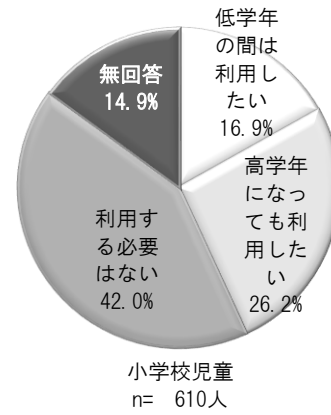
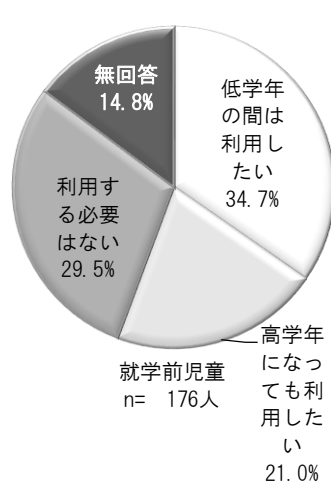


⑥ 長期休業中の放課後児童クラブの利用について

長期休暇中の利用希望をみると、就学前児童では「低学年の間は利用したい」(34.7%)、「高学年になっても利用したい」(21.0%)、「利用する必要はない」(29.5%)となっています。一方、小学校児童では「低学年の間は利用したい」(16.9%)、「高学年になっても利用したい」(26.2%)、「利用する必要はない」(42.0%)となっており、小学校児童の希望割合が大きく低下しています。

希望利用開始時刻は、「8 時台」(就学前児童 54.1%・小学校児童 61.2%)が最も多く、希望利用終了時刻は「18 時台」(就学前児童 51.0%・小学校児童 53.2%)が最も多くなっています。

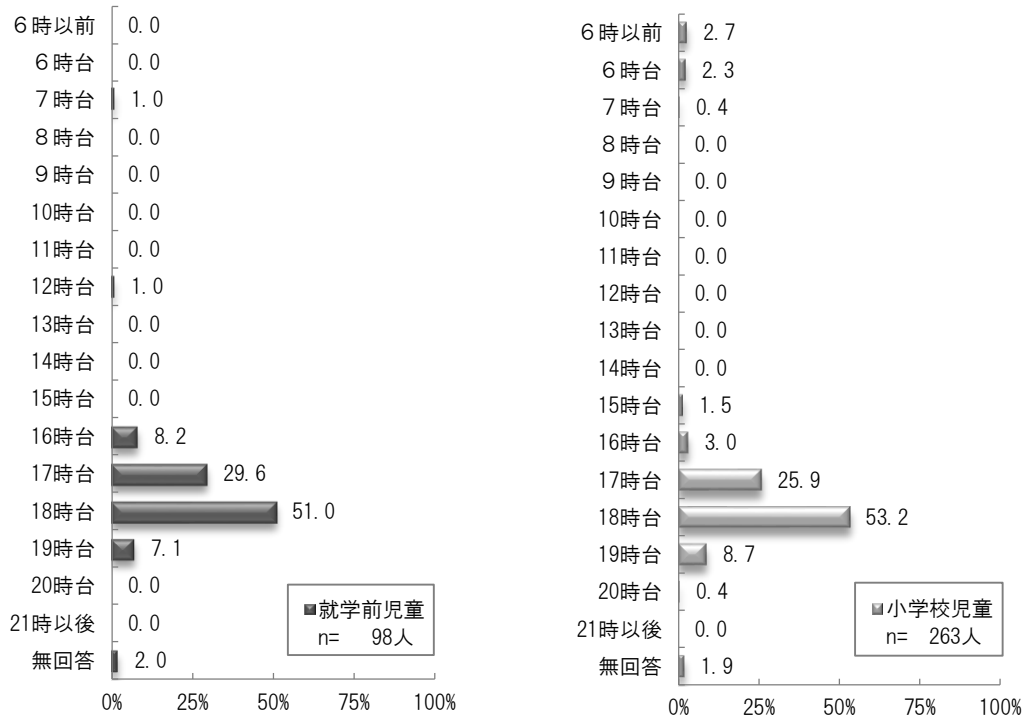
《長期休業中の利用希望》



《希望利用開始時間》



《希望利用終了時間》

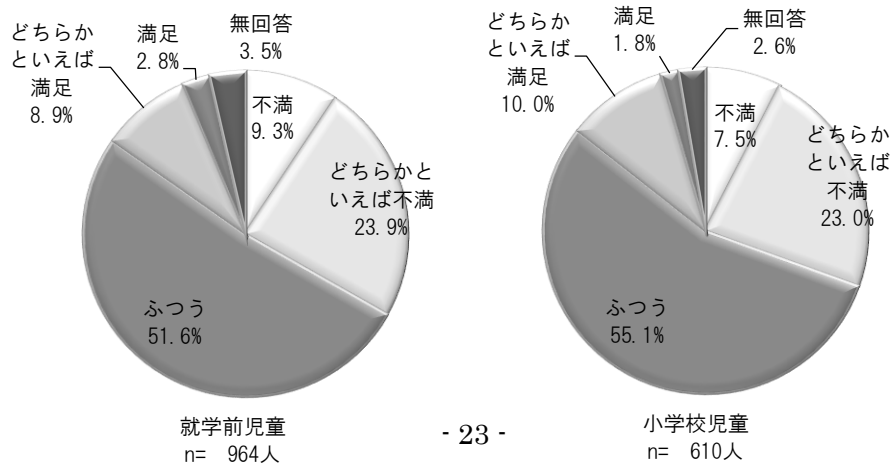


4 ニーズ調査結果からみた課題

(1) 子育て中の保護者からの視点に立った施策展開あり方

地域の子育て支援の環境や支援に対する満足度をみると、就学前児童と小学校児童ともに「やや満足+満足」よりも「やや不満+不満」の評価が大きく上回りました。また、全回答者の平均点をみると、就学前児童では2.71点、小学校児童では2.75点となり、「普通（3点）」評価より低い結果となりました。この評価を引き上げるためには、子育て中の保護者の視点に立った施策展開が必要です。

《満足度の状況》



(2) 放課後児童クラブの充実

放課後の過ごし方の希望をみると、就学前児童（5歳のみ）では小学校低学年のうちは「放課後児童クラブ」で50.0%（小学生児童38.4%）が希望しています。また、長期休業中の利用希望も小学校低学年の間は利用したい34.7%、高学年になっても利用したいが21.0%となっています。

長期休業中の利用開始希望時間をみると、7時台からの利用希望が28.6%あることから利用開始時間について検討が必要と思われます。

また、児童に対する安全な放課後の過ごし方は、「放課後児童クラブ」が一定の役割を担っているため、子どもを預かるだけでなく子どもの資質向上に繋がる事業内容の検討も必要です。

(3) 周囲の援助が得られない子育て環境にいる家庭に対する支援のあり方

周囲の援助が得られない子育て環境にいる家庭は964人中108人（11.2%）となり、特に母子家庭は5人（0.5%）いて、父子家庭はいませんでした。このような状況にあることから、子育て支援の手を差し伸べる対策が必要と思われます。

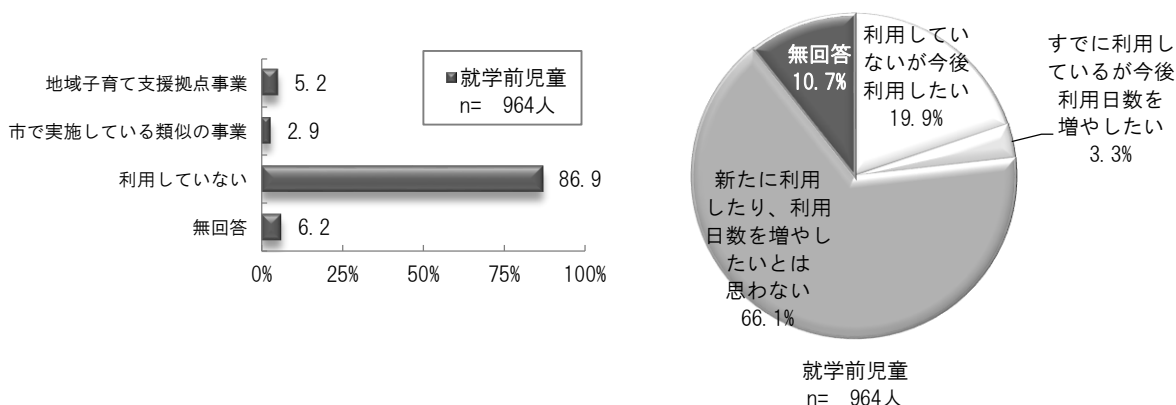
(4) 子育てに関する公的な相談体制のあり方

子育てする上で気軽に相談できる相手がいない方は、964人中31人（3.2%）います。また気軽にできる相談相手としては、祖父母等の親族、友人や知人が多いことに対して理解できますが、相談機能の役割を担っている「子育て支援施設」（8.4%）、「市の子育て関連担当窓口」（5.1%）、「保健所・保健センター」（3.6%）の利用割合がごく低率に留まっています。一方、地域においても「近所の人」（6.2%）、「民生・児童委員」（0.2%）と、ごく低率となっています。このような状況を脱するために、子育て中の保護者の視点から公的な相談機関のあり方を再検討することが必要です。

(5) 子育て支援拠点に対する利用者増対策のあり方

地域の子育て支援拠点事業の利用者が5.2%、新たな利用希望者も19.9%と低率に留まっている一方で、利用者の6割以上が利用回数を増やしたいと希望していることから、利用促進に向けた検討が必要です。この事業には子育て支援の相談機能もあり気軽に相談できる環境が整っているため、利用者が多くなれば子育て中の保護者の相談相手として十分な役割が担えます。

《地域子育て支援拠点事業の利用状況等》



4 さわやか子育てプランの進捗状況

二戸市次世代育成支援行動計画「さわやか子育てプラン」（計画期間平成22年度～平成26年度）は「子ども・家族・地域が育てあう・子どもの明るい笑顔が広がるまちづくり」を基本理念とし、7つの基本目標と23施策の目標（該当事業：82事業）により構成されており、進捗状況は下表のとおりとなりました。

施策名	事業数	目標達成	維持（推進）	未達成
(1)地域における子育て支援	28	25	0	3
① 子育て支援サービスの充実	10	9	0	1
② 保育サービスの充実	9	8	0	1
③ 子育てネットワークづくり	3	2	0	1
④ 子育てに伴う経済的負担の軽減	6	6	0	0
(2)母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	7	7	0	0
① 子どもや母親の健康の確保	4	4	0	0
② 思春期保健対策の充実	2	2	0	0
③ 食育の推進	1	1	0	0
(3)子どもの心身のすこやかな成長に資する教育環境の整備	18	18	0	0
① 学校協教育の充実と教育環境の整備	4	4	0	0
② 次代の親の育成	2	2	0	0
③ 家庭における教育力の向上	3	3	0	0
④ 子どもが学ぶ地域づくり	7	7	0	0
⑤ 学校給食における食育の推進	2	2	0	0
(4)子育てを支援する生活環境の整備	6	3	3	0
① 良好な住宅環境の整備の推進	2	1	1	0
② 子育てにやさしい環境の整備	2	0	2	0
③ 安心して遊び生活できる環境の整備	2	2	0	0
(5)職業生活と家庭生活との両立	5	5	0	0
① 男性を含めた働き方の推進	3	3	0	0
② 仕事と子育ての両立の推進	2	2	0	0
(6)子どもの安全対策	6	6	0	0
① 交通安全対策の推進	3	3	0	0
② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	2	2	0	0
③ 犯罪等の被害にあった子どもの保護の推進	1	1	0	0
(7)要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進	12	12	0	0
① 児童虐待防止対策の推進	3	3	0	0
② ひとり親家庭の自立支援の	3	3	0	0
③ 障がいのある子どもへの支援の充実	6	6	0	0

5 さわやか子育てプランの点検・評価

(1) 基本目標別の状況

① 地域における子育て支援

ア 子育て支援サービスの充実

放課後児童クラブをはじめ、各種子育て支援事業の実施に努めたが、ファミリー・サポート・センター事業が未実施となった。

イ 保育サービスの充実

乳児保育、延長保育等の多様な保育サービスの提供を行うとともに、病後児保育、夜間保育について検討した。

民営化の推進については、少子化の進行等により保育所を廃止することとなり具体化しなかった。

ウ 子育てネットワークづくり

子育てサークルの支援、子育て親子の交流の促進について実施したが、子育てネットワークの形成にいたらなかった。

エ 子育てに伴う経済的負担の軽減

各種手当の給付を制度に基づき行うとともに、幼稚園・保育所の保育料の軽減に努めた。

また、平成26年10月から医療費助成の対象を小学校まで引き上げた。

② 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保

ア 子どもや母親の健康の確保

関係機関との情報共有を図り、連携して妊娠、出産、育児まで切れ目のない支援を実施する体制整備を行った。

また、各種教室を開催し情報提供を行うとともに、仲間づくりの場を提供した。

イ 思春期保健の充実

医師や助産師等との連携により情報提供を行うとともに、学校で講座を開催した。

ウ 食育の推進

二戸市食育推進計画に基づき事業を推進した。

③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

ア 学校教育の充実と教育環境の整備

「生きる力」を育むため学校、地域、家庭が連携し取り組んだ。

イ 次代の親の育成

中学生子育て講座を開催し、子どもを生み育てることについての学習機会を提供した。

ウ 子どもが学ぶ地域づくり

放課後子ども教室の開設、各種講座・スポーツ大会を開催した。

エ 学校給食における食育の推進

学校給食を通じて食に関する学習を推進した。

④ 子育てを支援する生活環境の整備

ア 良好な住宅環境の整備推進

市営住宅の供給事業を継続するとともに、良質な住宅環境の確保のための情報提供につとめた。

イ 子育てにやさしい環境の整備

子ども連れでの利用に配慮した公共施設の整備・改修に努めた。

ウ 安心して学び生活できる環境の整備

公園の遊具等の点検を行い安全に利用できるよう努めた。

⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進

ア 男性を含めた働き方の見直し

育児休暇をはじめとする制度の普及啓発、男女共同参画の意識啓発に努めた。

イ 仕事と子育ての両立の推進

職場意識の醸成、事業主・企業の取り組みの啓発に努めた。

⑥ 子どもの安全対策

ア 交通安全対策の推進

交通安全施設総点検会議を開催し、通学路を中心とした交通安全施設の充実に努め、各保育所や幼稚園、学校等で交通安全教室を開催した。

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

防犯対、防犯連合会、少年補導員、見守り隊等の防犯関係団体を中心に警察と連携した街頭巡回活動を実施した。

ウ 犯罪等の被害に遭った子どもの保護の推進

いじめ、虐待などの被害に遭った子どもの心身の健全な発達と自立を促すため、家庭相談員等の関係者が連携して被害児童のケアできる体制をとっている。

⑦ 要保護児童へのきめ細やかな取り組みの推進

ア 児童虐待防止対策の推進

家庭相談員を配置し相談体制を整えている。

要保護児童対策地域協議会を設置・開催し関係機関で情報共有している。

イ ひとり親家庭の自立支援の推進

婦人相談員を配置し関係機関と連携した相談体制をとっている。

経済的自立を支援するため、児童扶養手当や母子寡婦福祉資金貸付制度の啓発を行っている。

ウ 障がいのある子どもへの支援の充実

5歳児発達相談等により障がいの早期発見に努めている。

関係機関と連携し、早期療育事業の支援を行い早期療育に努めている。

(2) 子育て会議での評価

子育て会議において、本計画の策定に際して「さわやか子育てプラン」の評価を行いました。

《総評》

子どもたちを取り巻く環境が変化し、子育てしづらい環境となっているなか「親へのサービス」イコール「子どもの幸せな生活」とならないことが多いのではと感じます。そのなかで次代を担う子どもたちの育ちをサポートしていくためには、どの事業でも「子ども」が中心となるサポートであることが必要となります。事業を展開していく際には、子育て支援の関係者が互いに連携を図り、専門知識や経験を生かし内容の濃い支援とすることが重要です。

「さわやか子育てプラン」に記載されている施策目標のほとんどが達成されており、市から多様なサービスが市民に提供されていますが、事業内容が市民にしっかりと周知されているか疑問が残ります。子育て支援通信や市のホームページを活用して積極的に情報発信することで、事業への理解が進み市の目指す子育て支援に繋がるものと思われれます。

未達成となっている事業は「ファミリー・サポート・センター事業」、「民営化促進事業」、「子育てネットワーク形成事業」の3事業ですが、「ファミリー・サポート・センター事業」については、検討することとなっている「病児・病後児保育事業」と併せ、需要も見込まれますので早い時期の実施が望まれます。

「民営化促進事業」については、少子化が進行するなか、地域の子育て支援サービスがバランスを崩さないような施策が必要であるとともに、保育ニーズの多様化などにより柔軟な保育サービスが必要となっていることを踏まえた検討が必要と思われれます。

「子育てネットワークづくり」は時間を要すると思われることから、引き続き子育てサークルへの支援や子育て親子の交流を促進し、人材の確保・育成に努めることが必要と思われれます。

また、目標は達成していますが「職業生活と家庭生活との両立の推進」は女性の社会進出により夫婦共働きの世帯が一般的となるなか、子育てに対する職場意識の醸成や事業主・企業の取り組みは十分とはいえません。今後も継続して意識啓発と制度の普及啓発が必要と思われれます。

全体として、現在実施している事業については今後も継続して実施するとともに内容の充実を図り、親が安心して子どもを生み、喜びを感じながら育児ができ、次代を担う子どもたちが健康でたくましく成長できる環境づくりを総合的に進める必要があります。

6 本市の課題

- (1) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果から、本市の子育て支援事業に関して以下のとおりの課題がありました。

課題1 子育て中の保護者からの視点に立った施策展開のあり方

地域の子育て支援の環境や支援に対する満足度が低いことから、子育て中の保護者の視点に立った施策展開が必要です。

課題2 ニーズに対応した認定こども園、幼稚園、預かり保育等の整備のあり方

利用者の新たなニーズに対応できるよう認定こども園、幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可保育所等の整備のあり方について検討することが必要です。

課題3 放課後児童クラブの充実した事業内容のあり方

児童に対する安全な放課後の過ごし方は、「放課後児童クラブ」が一定の役割を担っているため、子どもを預かるだけでなく子どもの資質向上に繋がる事業内容を充実させることが必要です。

課題4 母親の就労状況に準じた教育・保育事業の運営のあり方

日常的に子育てに関わっている方は、父親よりも母親の存在が大きいことから母親の就労状況を踏まえた教育・保育事業の運営のあり方について検討が必要です。

課題5 周囲の援助が得られない子育て環境にいる家庭に対する支援対策のあり方

周囲の援助が得られない子育て環境にいる家庭に子育て支援の手を差し伸べる対策が必要です。

課題6 経済的な理由で教育・保育事業を利用できない家庭に対する支援のあり方

定期的な教育・保育等を利用できない家庭が、適切な教育・保育事業を利用できるように公的な経済的支援の検討が必要です。

課題7 子育てに関する公的な相談体制のあり方

相談機能の役割を担っている行政窓口の利用が低率に留まっています。このような状況を脱するために、子育て中の保護者の視点から公的な相談機関のあり方を再検討することが必要です。

課題8 「子育て支援センター」に対する利用者増対策のあり方

地域の子育て支援拠点である「子育て支援センター」には子育て支援の相談機能もあり気軽に相談できる環境が整っているため、利用者が多くなれば子育て中の保護者の相談相手として十分な役割が担えます。利用促進に向けた検討が必要です。

課題9 利用率が低い事業に対する利用向上をめざした対策のあり方

周知度があっても利用が少ない事業があり、利用向上するためには利用者の視点に立った事業内容を再検討するとともに、事業内容を理解してもらえるよう周知のあり方の検討が必要です。

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念

この計画は、法の理念を尊重するとともに、「基本指針」との整合性を図りながら、策定された計画です。

「基本指針」は市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」について、「全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子ども状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障すること」、「地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うこと」としています。

本市では、核家族化による家庭の養育力の低下、仕事と育児の両立の問題などにより少子化が進んでいることから、親が安心して子どもを生み、喜びを感じながら育児ができ、次代を担う子どもたちが健康でたくましく成長できる環境づくりを総合的に進めていく必要があります。

本市がこれまで進めてきた次世代育成支援行動計画「さわやか子育てプラン」の基本理念を受け継ぎ、本計画の基本理念を「子ども・家族・地域が育てあう・子どもの明るい笑顔が広がるまちづくり」とします。

2 計画の基本目標

計画の基本理念に基づき、子どもや子育てに関する各分野の支援策を推進していくために、次の4項目を基本目標として設定します。

(1) 地域における子育て支援

子どもの幸せを第一に考え、子育てをしている全ての人が安心して子育てができるよう支援を行うため、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

(2) 子どものすこやかな成長に資する環境の整備

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を安心して生み、育てるための基盤となります。妊娠初期から健康管理、指導を強化し、安心して妊娠・出産・子育てができるような取り組みを推進します。

また、子どもとその保護者が安心して生活できる環境づくりを推進します。

(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立を支援するため、ニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

また、関係機関と連携を図り、企業に対する子育て支援体制の充実についての啓発活動を推進します。

(4) 要保護児童へのきめ細やかな取り組みの推進

児童虐待の防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援、障がい児支援の充実など、支援を必要とする児童が安心して生活できる環境づくりを推進します。

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

1 新制度の事業体系

(1) 幼児期の教育・保育の提供

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さを併せもつ「認定こども園」を普及させ、これらの利用に共通の給付「施設型給付」が創設されます。

また、20人未満の少人数の子どもを対象とする「地域型保育給付」を創設し、市が認可したうえで財政支援します。

- 小規模保育（利用定員6～19人）
- 家庭的保育（利用定員5人以下）
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

(2) 地域子ども・子育て支援事業

新制度では、質の高い教育・保育の提供とともに、地域に根差した総合的な子育て支援体制の充実を図ることとしています。本市においても、国の定める下表の13事業を必要に応じて実施することで、地域の子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

事業	目標事業量等の記載
1 利用者支援事業	45 頁
2 延長保育事業（時間外保育事業）	45 頁
3 実費徴収に係る補足給付を行う事業	— 頁
4 多様な主体が参画することを促進するための事業	— 頁
5 放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）	45 頁
6 子育て短期支援事業	46 頁
7 乳児家庭全戸訪問事業	46 頁
8 養育支援訪問事業等	46 頁

9	地域子育て支援拠点事業	47 頁
10	一時預かり事業 ・幼稚園における預かり保育事業 ・一時預かり事業（幼稚園における預かり保育事業を除く）	47 頁
11	病児保育事業	48 頁
12	子育て援助活動支援事業 ・ファミリー・サポート・センター事業	48 頁
13	妊婦健康診査	48 頁

第5章 目標実現のための取り組み

施策の展開にあたっては、子育て中の保護者からの視点に立ち、地域の子育て支援の環境や支援に対する満足度が高められるよう努めるとともに、保護者の就労状況や利用意向を踏まえた事業内容の充実を図り、その事業内容を十分理解してもらえるよう市の広報やホームページを活用した情報提供を推進し、保護者の利便の向上を図るとともに、各種事業の周知に努めます。

1 地域における子育て支援

【推進施策1】 子育て支援サービスの充実

《現状と課題》

周囲の援助が得られない子育て環境にある家庭や気軽に相談できる相手がいらない方もあることから、子育て中の保護者の視点に立ち、地域における子育て支援事業や相談体制の充実に努めるとともに、周知を図る必要があります。

また、経済的な理由で教育・保育事業を利用できない家庭に対する支援のあり方について検討を行う必要があります。

《取り組み》

子育て中の保護者の視点に立ち、全ての子育て家庭への支援を行うため、地域における子育て支援サービスの充実に努めます。

また、身近な施設で気軽に相談できるよう関係機関との連携を図り、地域の相談体制の充実に努めます。

保護者の経済的な負担を軽減し、適切な教育・保育事業を利用できるよう支援に努めます。

事業名	事業内容	担当課
子育て支援拠点事業	主に乳幼児を持つ子育て中の親子の交流の場を提供し、孤立化の防止と不安感の軽減を図ります。	子育て支援企画課
乳児家庭全戸訪問事業	全ての乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。	子育て支援企画課
経済的負担の軽減	現在実施している保育料の負担軽減策のほか、教育標準時間認定の子どもの保護者に対する負担軽減策も併せその充実に努めます。	子育て支援企画課
子育て支援情報等の提供	市で発行している「子育て支援情報」の内容充実を図るとともに、広報やホームページを活用した情報提供を推進します。	子育て支援企画課

相談体制の充実	地域の身近な施設で気軽に相談できるよう関係機関との連携を図り、地域の相談体制の充実を図ります。	子育て支援企画課
ファミリー・サポート・センター事業	会員の相互支援組織であるファミリー・サポート・センターの設置に努めます。	子育て支援企画課

【推進施策2】 幼児期の教育・保育の充実と連携

《現状と課題》

女性の社会進出や就労形態の多様化により、子どもの数は減少傾向にあるものの、幼児期の教育・保育ニーズは多様化しており、利用者の就労状況や意向を十分に踏まえ保育サービスを提供する必要があります。

また、教育・保育施設等（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）については、少子化の進行や保護者の希望を考慮した需給調整が必要となっており、公立保育所と民間の各施設が連携し、効率的な教育・保育施設の運営に努める必要があります。

質の高い教育・保育や子育て支援事業を提供するためには、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等（以下本計画において「保育士等」という。）の職員の資質向上が求められるとともに、適切な人材確保が必要となります。

《取り組み》

各事業者との連携を図りながら、保護者の視点に立った幼児期の教育・保育の充実や子育て支援事業の充実に努めます。

また、職員の資質向上を図るため、研修機会の確保等に努めるとともに、適切な人材確保策の推進を図ります。

事業名	事業内容	担当課
幼児期の教育・保育の充実と連携の推進	幼児期の教育・保育の提供体制の確保に努めるとともに、各施設及び事業者が連携し市全体としての子育て支援の取り組みを推進します。	子育て支援企画課
保育士等の質の向上と人材確保	職員の資質向上を図るため、研修機会の確保等に努めるとともに、適切な人材確保策の推進を図ります。	子育て支援企画課

2 子どものすこやかな成長に資する環境の整備

【推進施策1】子どもや母親の健康確保

《現状と課題》

母子の健康の確保や親の育児不安の軽減を図るため、妊娠から出産・育児までの継続した保健指導や相談を行う必要があります。

また、母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の地方計画である「いのへ結・遊親子21プラン」との整合を図る必要があります。

《取り組み》

妊娠期においては、妊婦健康診査を行い安全な出産と母子の健康確保に努めるとともに、妊婦の交流の場として「パパママ教室」を開催し、仲間づくりや情報交換、学べる機会を提供します。

また、出産から育児期では、育児教室や訪問事業などを通じ子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握と指導助言を行います。

事業名	事業内容	担当課
妊婦健康診査	妊婦を対象に医療機関における健康診査を行い安全な出産と母子の健康確保に努めます。	健康推進課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導助言を行います。	健康推進課
パパママ教室	妊婦の交流の場として仲間づくりや情報交換、学べる機会を提供しています。	健康推進課
育児教室	「結いっこベビールーム」、乳幼児健康診査の待ち時間等を利用した「ふれあい遊び」の教室や絵本の読み聞かせを行っています。	健康推進課 子育て支援企画課

3 職業生活と家庭生活との両立の推進

【推進施策1】多様な保育サービス等の提供

《現状と課題》

女性の社会進出や就労形態の多様化により、保育ニーズは多様化しており、利用者の就労状況や意向を十分に踏まえ保育サービスを提供する必要があります。

また、子育てに対する職場意識の醸成や事業主・企業の取り組みの促進の啓発に取り組む必要があります。

《取り組み》

仕事と子育ての両立を支援するために、保護者の意向を踏まえ、教育・保育施設等や事業者と連携し、多様な保育サービスの提供と充実を図るとともに、子育てに対する職場意識の醸成や事業主・企業の取り組みの促進の啓発に努めます。

また、放課後児童総合プランの推進を図り、子育てしやすい環境づくりに努めます。

事業名	事業内容	担当課
時間外保育事業 (延長保育事業)	保護者の就労状況等に合わせ支給認定時間以外の保育を行います。	子育て支援企画課
一時預かり事業	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護等により保育が困難になった場合に子どもを一時的に預かります。	子育て支援企画課
休日保育事業	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護等により保育が困難になった場合に子どもを一時的に預かります。	子育て支援企画課
病児保育事業	病児・病後児を対象とした保育事業を行います。	子育て支援企画課
障がい児保育事業	集団保育が可能な障がい児を、教育・保育施設で受け入れます。	子育て支援企画課

【推進施策2】放課後子ども総合プランの推進

《現状と課題》

共働き家庭やひとり親家庭等の支援と次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の充実と事業の相互連携が求められています。

《取り組み》

(1) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備

放課後児童クラブは計画期間内に全ての小学校区に整備することを基本とし、未設置となっている二戸西小学校区への設置及び新制度に対応した児童クラブの整備を進めるとともに、放課後子ども教室が未設置となっている仁左平、御返地の両小学校区においては、保護者等の意向を調査・把握したうえで計画的な整備について検討を進め、放課後に児童が安心して過ごせる場所の確保に努めます。

(2) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施については計画期間内に1箇所（二戸西小学校区）での整備を目指します。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携による実施については、全小学校区での取り組みを進め、放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が一緒になって、学習や体験活動を行うことができる共通プログラムの充実を図るとともに、共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーター及び安全管理員が連携してプログラムの内容や実施日等について検討できるよう、定期的な話し合いの場を設けます。

(3) 小学校の余裕教室等の活用

放課後子どもプランの必要性や意義等について学校関係者への理解を促すとともに、小学校の余裕教室の活用や体育館、校庭、図書室などの放課後の利用に関し、教育委員会と健康福祉部間での協力体制の整備に努め、小学校の余裕教室等の活用を促進します。

(4) 教育委員会と健康福祉部の連携

両事業の担当者が定期的に協議する場を設け、総合的な放課後対策の在り方について検討を進めます。

また、放課後活動の実施にあたっては、責任の所在を明確にし、円滑な事業運営に努めます。

(5) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開設に関する取り組み

保護者の就労状況や地域の実情を把握し、必要とする開所時間の確保に努めます。

事業名	事業内容	担当課
放課後児童クラブ	放課後等に、保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童を対象とし、適切な遊びや生活の場を与えるなどの健全育成を行います。	子育て支援企画課
放課後子ども教室	様々な体験活動や創作活動、スポーツ活動の場を提供し、子ども達の健やかな成長に努めます。	生涯学習課

4 要保護児童へのきめ細やかな取り組みの推進

【推進施策1】児童虐待防止対策の推進

《現状と課題》

児童虐待への対応は、早期発見、早期対応に加え、子育て支援、母子保健施策の充実を図るなどの予防的な取り組みを充実させるとともに、家庭が抱える多くの問題を長期にわたり支援する必要があることから、関係機関と情報共有が必要です。

《取り組み》

家庭相談員を配置し、身近な相談体制の充実を図るとともに、児童虐待への対応について、県、警察、教育委員会等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の防止、早期発見、早期対応の推進を図ります。

事業名	事業内容	担当課
児童虐待に関する相談体制の整備	養育に悩む親や、見回りで見たり聞いたりした人が早期に相談できるよう、家庭相談員を配置し、身近な相談体制の充実を図ります。	子育て支援企画課
要保護児童対策地域協議会の設置	児童虐待への対応について、県、警察、教育委員会等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の防止、早期発見、早期対応の推進を図ります。	子育て支援企画課
児童虐待に関する情報の周知	「虐待」について周知、啓発を図ります。	子育て支援企画課

【推進施策2】ひとり親家庭の自立支援

《現状と課題》

離婚の増加は子どもを取り巻く環境に変化をもたらしています。ひとり親家庭では、育児・家事の負担も大きいことから、経済的な援助だけでなく、家庭相談や育児相談、家事援助などの支援も必要となります。

《取り組み》

自立と就労の支援を基本とし、ひとり親家庭の現状を把握しつつ、生活支援や就労支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭に対する相談体制の充実	ひとり親家庭の自立を支援するため、婦人相談員による関係機関と連携した相談を行います。	子育て支援企画課
子育てや生活に関する支援	ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当制度や福祉資金貸付制度等の普及啓発を行います。	子育て支援企画課
就労支援	就労に関する情報提供を行います。 また、事業主に対する奨励金等の情報提供に努めます。	子育て支援企画課

【推進施策3】発達障がいや心身の発達に不安や悩みを持つ子どもの支援

《現状と課題》

発達障がいや心身の発達に不安や悩みを持つ子どもが、社会生活で自立できるように、乳幼児期を中心とした支援に努めます。

《取り組み》

子どもとその保護者を対象に、個別又は集団での発達相談を行うほか、子どもの発達を促すための教室を開催します。

また、個別支援ファイルによる引継ぎなど教育委員会、学校との連携を深め、幼児期から就学期への途切れない支援に努めます。

事業名	事業内容	担当課
発達障がいに対する理解の促進	広報などを活用し、市民の発達障がいに対する理解を図ります。	こども発達支援センター
支援者の資質向上	教員や保育士等を対象に具体的な対応方法や指導方法について学習する機会を提供します。また、支援を必要とする子どもが在籍する保育所等を訪問し、具体的な支援方法や指導内容の改善について相談支援します。	こども発達支援センター
発達相談支援の充実	発達障がいを早期に発見し、適切な対応をするために、幼児健診での発達相談や5歳児発達相談を実施します。また、早期発達支援教室を開催し、子どもの発達を支援します。	こども発達支援センター

個別支援ファイルの作成	乳幼児期からの子どもの様子や支援の内容を個別支援ファイルにまとめ、就学先や保育所等に引き継ぎます。	こども発達支援センター
-------------	---	-------------

【推進施策4】障がいがある子どもへの支援

《現状と課題》

障がいのある児童をもつ家庭に対しては、「二戸市障害者計画」との整合を図りながら、児童の健全な発達を促し、身近な地域で安心して生活できるような支援が必要です。

《取り組み》

障がいのある子どもや発達上の問題を抱える子どもやその家族を支援するため、医療・保健関係機関、子育て支援や福祉・教育関係機関との連携を図りながら、早期発見や療育にかかるプログラムの構築、児童福祉法に基づくサービスの提供に努めます。

事業名	事業内容	担当課
母子保健事業の推進	乳幼児期に障がいを早期発見し、障がいに応じた適切な療育を行うため、乳幼児健康診査などの母子保健事業の充実を図ります。	健康推進課
障がい児相談支援	障がい児に関するサービス利用計画を作成し、ニーズに基づききめ細かく支援します。	福祉課
障がい児通所給付	発達上の問題を抱える子ども一人ひとりに障がい児通所支援サービスを通して発達を支援します。 [・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・医療型児童発達支援]	福祉課
障がい児保育事業	集団保育が可能な障がい児を、教育・保育施設で受け入れできる体制づくりに努めます。	子育て支援企画課

第6章 目標事業量

1 教育・保育提供区域

基本指針では、事業等を実施していくうえで計画的に提供体制を確保するために「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」を設定すること、また、「教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業で利用の実態が異なる場合には、実態に応じて」区域を設定することなどが必須事項とされています。

二戸市では、検討の結果、教育・保育の提供区域の設定は市全域を1つの提供区域とすることとしました。

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業

本市では、待機児童が発生していない状況であり、また、推計でも少子化の進行が見込まれています。本市においては、国が平成29年度と見込んでいる保育需要のピークはなく、年々対象となる子どもが減るものと予想されています。

教育・保育施設等の利用率については、本市の就労環境に大きな変化が見込まれないことから、現在と同水準で推移するものと考えられます。

確保方策を考えるにあたり、2号認定の子どものうち、「幼児期の学校教育の利用希望が強い」と区分される子どもについては、教育施設（幼稚園、認定子ども園）の利用で対応することとしています。基本的には市内の全ての教育・保育の需要を賄う必要があると考えられるため、市外の教育・保育施設及び地域型保育事業での確保方策は見込まないこととしました。

また、公立保育所1か所（定員90人）が平成26年度末を持って廃止となりますが、民間の教育・保育施設で、既存保育所の定員増や新規の認可保育所設置、幼稚園の認定こども園への移行が予定されているため、特定教育・保育施設の確保方策はそれを加味したものとなっています。

就学前児童数見込

(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	H31
0歳児	180	177	171	167	162
1歳児	187	183	180	174	170
2歳児	191	187	183	180	174
3歳児	195	192	188	184	181
4歳児	188	198	195	191	187
5歳児	211	187	197	194	190
計	1,152	1,124	1,114	1,090	1,064

(2) 保育の必要性の認定区分

市内に居住する子どもについて、現在の利用状況などを踏まえて以下の区分で設定します。

- ① 3～5歳 幼児期の学校教育（19 条1項1号に該当：1号認定）
- ② 3～5歳 保育の必要性あり（19 条1項2号に該当：2号認定）
- ③ 0～2歳 保育の必要あり （19 条1項3号に該当：3号認定）

【平成27年度】

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み		43	532		49	228
			145	387		
計 (A)		43	145	387	49	228
確保 方 策	市内の特定教育・保育施設	240		433	80	247
	市内の特定地域型保育事業				0	0
提供体制 計 (B)		240		433	80	247
B-A		52		46	29	3
教育・保育利用率		96.8%			49.6%	

※B-Aの数値が0より大きい場合、待機児童は発生していないこととなる。

【平成28年度】

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み		41	517		48	223
			141	376		
計 (A)		41	141	376	48	223
確保 方 策	市内の特定教育・保育施設	240		478	80	247
	市内の特定地域型保育事業				0	0
提供体制 計 (B)		240		478	80	247
B-A		58		102	32	14
教育・保育利用率		96.7%			49.5%	

【平成29年度】

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み		42	520		47	219
			142	378		
計（A）		42	142	378	47	219
確保 方 策	市内の特定教育・保育施設	240		478	80	247
	市内の特定地域型保育事業				0	0
提供体制 計（B）		240		478	80	247
B－A		56		100	33	28
教育・保育利用率		96.8%			49.8%	

【平成30年度】

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み		41	509		46	214
			139	370		
計（A）		41	139	370	46	214
確保 方 策	市内の特定教育・保育施設	240		478	80	247
	市内の特定地域型保育事業				0	0
提供体制 計（B）		240		478	80	247
B－A		56		108	34	33
教育・保育利用率		96.7%			49.9%	

【平成31年度】

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み		40	499		44	208
			136	363		
計 (A)		40	136	363	44	208
確保 方 策	市内の特定教育・ 保育施設	240		478	80	247
	市内の特定地域型 保育事業				0	0
提供体制 計 (B)		240		478	80	247
B－A		64		115	36	39
教育・保育利用率		96.6%			49.8%	

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業などの情報提供と相談や助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。新たに創設された事業であるため、実績はありませんが、市子育て支援センター及び、市の行政窓口を活用し、市内2か所の実施に努めます。

(単位：箇所)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	1	計画期間内に実施			

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

延長保育事業は、利用者が入所している教育・保育施設においての利用に限られます。今後も、教育・保育施設の供給量の確保の方策に合わせて必要な供給量を確保し計画期間内の目標達成に向け、調整に努めます。

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	290	283	281	275	268
確保方策	290	283	281	275	268

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブについては、基準を満たさない施設があることから、施設確保に努め、未設置校への新規設置と併せ、計画期間内に整備を進め必要な供給量を確保し、計画期間の目標達成に努めます。

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	518	504	483	484	465
確保方策	計画期間内に対応				

(4) 子育て短期支援事業

本市では未実施の事業であり、量の見込みでも需要がないため確保方策は定めないものとします。

しかし、児童養護施設等に委託しての本事業の実施やファミリー・サポート・センター事業を活用した事業実施について検討を進めることとします。

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

母子保健事業等において、本事業の周知を図り、理解を促すことにより、乳児のいる全ての家庭を対象に、子育て支援相談員による家庭訪問を実施します。また、未訪問者については、4か月健康診査時に状況を把握し訪問実施に努めます。

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	180	177	171	167	162
確保方策	180	177	171	167	162

(6) 養育支援訪問事業

母子健康手帳交付時の面接などの母子保健活動や、関係機関との連携等により、対象者を把握し、家庭訪問の実施に努めます。

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	14	14	13	13	12
確保方策	14	14	13	13	12

(7) 地域子育て支援拠点事業

新基準の拠点施設が設置されるまでは、現に地域子育て支援拠点事業として事業を実施している、市総合福祉センター及び長嶺児童会館の2か所で市民のニーズに対応していくこととし、計画期間内に地域子育て支援拠点事業として基本事業を実施する拠点施設の充実に努めます。

(単位：人回)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	8,646	8,476	8,274	8,073	7,840
確保方策	8,646	8,476	8,274	8,073	7,840
	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(8) 幼稚園における預かり保育事業

現在の受け入れ状況を踏まえつつ、預かり保育の拡充に努めます。

ア 1号認定による利用

(単位：人日)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	220	214	215	211	207
確保方策	220	214	215	211	207

イ 2号認定による利用

(単位：人日)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	4,159	4,040	4,061	3,984	3,907
確保方策	4,159	4,040	4,061	3,984	3,907

(9) 一時預かり事業（幼稚園における預かり保育事業を除く）

現在、全ての保育所で実施していますが、これに併せファミリー・サポート・センター事業を活用した、「一時預かり」など、保育所以外の場所での「一時預かり」事業についても検討を行います。

(単位：人日)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	1,115	1,089	1,075	1,052	1,026
確保方策	1,115	1,089	1,075	1,052	1,026

(10) 病児保育事業

本市では未実施の事業ですが、病後児保育については市内の民間教育・保育施設に委託し実施するとともに、その拡充に努め利便の向上に努めます。病児保育については、開設にあたって、実施者による既存施設の大規模な改修や新規施設の整備、保育体制の確保等が必要となります。新規実施施設の参入しやすい制度設計にかかる検討を行いながら、市外での利用など、利用の現状や利用希望の実情などを踏まえ、計画期間内の開設に向けた調整に努めます。

(単位：人日)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	1,922	1,875	1,859	1,819	1,775
確保方策	計画期間内に 1,775 人日を確保				

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

本市では未実施の事業ですが、計画期間内の実施に努めるとともに、病児保育や一時預かりについても本事業での実施を検討します。

(単位：人日)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	58	56	54	54	52
確保方策	計画期間内に実施				

(12) 妊婦健康診査

市内に住所を有する全妊婦が、医療機関等で健康診査を受診できるよう関係機関とのネットワークを活かし、制度の周知を図るとともに、母子健康手帳の交付時などに、妊婦健康診査の必要性について啓発を行います。

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	180	177	171	167	162
確保方策	180	177	171	167	162

4 その他事業の量の見込みと提供体制

(1) 放課後子ども教室

① 未設置となっている学校区への対応

未設置となっている学校区で保護者等の意向を把握し、計画的な整備を推進します。

(単位：箇所)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	仁左平、御返地小学校区で保護者等の意向を把握する				
確保方策	6	計画期間内に対応			

② 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な又は連携による実施

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、二戸西小学校区での実施を目指します。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携による実施については、全小学校区での取り組みを進めます。

(単位：学校区)

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	8	8	8	8	8
確保方策	一体型	計画期間内に二戸西小学校区で実施			
	連携型	計画期間内に対応（一体型を除く）			

第7章 教育・保育事業等の円滑な利用の確保

1 育児休業後等における特定教育・保育施設等の円滑な利用

特定教育・保育施設等（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業をいう。以下同じ。）に入所を希望する保護者等に対して、多様な施策の内容や教育・保育事業などの情報を幅広く提供するための利用者支援事業を行い、情報の提供のみならず、保育所入所申込書の記載の方法の案内や、地域子育て支援事業等に関する情報提供など、個々のニーズに即したきめ細やかな対応を行います。

また、安心して子育てに専念できるよう、産後の休業及び育児休業からの復職の場合における教育・保育施設等の円滑な利用が確保できるよう、制度の検証・見直しなどを行いながら、より利用しやすい施策の充実を図っていきます。

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策等

近年、子育て家庭や子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、発生する問題も複雑化しています。虐待の発生予防や早期発見のための事業の拡充等の検討、妊娠期からの切れ目のない支援のための連携など、さまざまな施策を推進し、社会的養護やひとり親施策、障がい児施策については、施策ごとの個別計画との整合性を図り、児童虐待防止や社会的養護体制の充実、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実に取り組んでいきます。

第8章 計画の推進

1 教育・保育の一体的提供及び推進体制

本市では、教育・保育事業等の一体的提供と円滑な利用を確保するため、「子ども・子育て支援法の基本理念」や基本指針の第一に記載されている「子ども・子育て支援の意義に関する事項」を踏まえ、幼児期の学校教育・保育について子育て会議で、事業者、保護者代表者等による意見聴取等を行い、また、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、子どもの育ちを大切にする教育・保育に努めます。

(1) 認定子ども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。利用者の就労状況に関わらず利用ができるため、保護者の就労状況等に変化があった場合も、継続して利用することができます。

認定こども園への移行は、各幼稚園や保育所の設置者が判断することとなりますが、現在の幼稚園や保育所が認定こども園に移行するには、既存施設の改修や整備、職員体制の確保等が必要です。

本市では、既存の幼稚園や保育所が、認定こども園への移行を行うかどうかの判断ができるよう、地域の実情や、移行する認定こども園の類型等について情報提供を行い、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所が円滑に移行できるよう支援するとともに、移行にかかるさまざまな課題に対しても検討していきます。

(2) 保育士等の研修

保育所では、「保育所保育指針」に基づき、心身ともに健やかな子に育つよう子どもの主体性や、お互いの違いを認め合える心の育ちを大切にするなどの人権を尊重した保育を行うとともに、保護者や地域社会とも連携して子育て家庭の支援を行っています。

幼稚園では、「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の特性を踏まえた計画的な指導のもと、身体感覚を伴う多様な活動を通して幼児の主体的活動を促し、豊かな感性を養うとともに、小学校以降の生活や学習において重要な、自ら学ぶ意欲や力を養うことを意図した教育を行っています。

また、認定こども園では「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、保育所と幼稚園における小学校就学前の子どもに対する保育と教育を一体的に提供するとともに、保護者に対しても子育て支援の総合的な提供を行っています。

今後、互いの知識や技術を深め、一人一人の専門性を発揮することにより質の高い保育や幼児教育を提供するため、研修機会の確保に努めます。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供の必要性等に係

る基本的考え方及びその推進方策

乳幼児期における教育及び保育は子どもの健全な心身の発達を促し、生涯にわたる

人格形成の基礎を培う重要なものであり、また、子育て支援事業は保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、親としての成長を妊娠・出産期から切れ目のない支援をしていくものです。

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、市と教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し協働しながら子どものよりよい育ちのための取組を進めます。

（４）地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携

幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業者が幼児期の学校教育や保育を充実させ、施設間で密接に連携できるよう、情報提供等を行い、協力体制を図れるよう支援をしていきます。

（５）認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携

幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に即した各種要録や個別支援ファイル、幼児連絡表を活用しながら、乳幼児期から小学校年齢期における発達及び生活の連続性の確保について配慮していきます。